

3/13 環境・建設委員会 質問原稿と答弁骨子

グリーンな東京 漢人あきこ

*実際の委員会での発言は原稿通りではなく、また再質問やコメント、要望なども述べています。答弁もより丁寧に行われています。

1 気候危機対策について

1) 2023 年度環境局予算全体と気候変動対策・家庭部門について

昨年度当初予算より 91.3%の増額であり、大幅アップを歓迎します。

増額した 740 億円の内 418 億円は、「東京ゼロエミ住宅導入促進事業+建築物環境報告書制度推進事業」の 169億円と、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅」の 249 億円で、これが総額の 50%を超えるものとなっています。

家庭部門の 2030 年のCO2削減目標は2019年度比で54.8%であり、省エネ目標は2019年度比32%の削減となっています。今回の2023(令和5)年度予算案における家庭部門向けの補助事業において、住宅の断熱省エネに資する事業は、この省エネ目標にどれだけ寄与しているのか確認したいと思います。

「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」における新築住宅への助成事業、及び「災害にも強く健康にも資する断熱太陽光住宅普及拡大事業」の既存住宅の断熱改修事業の省エネ効果を伺います。

◆気候変動対策部長 答弁

○「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」は、都が定める断熱・省エネ性能に応じた段階別の基準を満たす新築住宅に対して、補助を行うものであり、この事業により新築された住宅は、建築物省エネ法で定める基準に比べ3割から4割の省エネとなる

令和5年度は1万6千戸を見込む

○ また、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」での既存住宅の断熱改修事業は、熱の出入りの大きい窓やドアなどの高断熱化を支援する事業であり、改修前に比べ約1割の省エネとなる

令和5年度は窓・ドアで各5万戸を見込む

2) 大規模・建築物環境計画書制度について

ア 現行条例における 2021(令和3)年度に提出された計画書制度に基づく運用実績について伺います。

a まず、特定建築物の数と延べ床面積、及び都内の新築建築物総数に対する棟数、床面積のそれぞれの割合について伺います。

◆建築物担当部長 答弁

○ 令和3年度の建築物環境計画書の提出実績を 3 月 1 日時点で集計すると提出数は、737棟であり、延べ床面積の合計は、約600万m²

○ 一方、建築統計における令和3年の都内着工建物の総数は、約45,000棟、総延床面積は、約1,450万m²

○ 集計対象とする建築物及び集計期間などの違いにより、建築統計との差異はあるが、都内の新築

建物の総数に対して、特定建築物は、概ね棟数で2%、延べ床面積では、40%

b 次に、特定建築物について、3点伺います。

一点目は、再生可能エネルギーの設置がない建築物の割合

二点目は、再生可能エネルギー電気利用率が20%未満の建築物の割合

三点目は、同設備の導入を見送るとした特定建築物の理由別の内訳 です。

◆建築物担当部長 答弁

○ 令和3年度の建築物環境計画書において再生可能エネルギー設備を設置する計画がないとされた建物は、約8割

○ 令和3年度の建築物環境計画書において、再生可能エネルギー電気利用率が20%未満の電気の受け入れを計画した建物は、9割超

○ 令和3年度の建築物環境計画書において、再生可能エネルギー設備の導入を見送るとした理由については、費用負担が大きいとした割合が約8割、次いで敷地内に設置場所を確保できないとした割合が約2割

イ 次に、この制度を検証するうえで、象徴的な事例として、今年度、練馬区の旧としまえん跡地に建設されたスタジオ施設について伺います。

a まず、建築面積と太陽光発電設備設置可能面積、及び再生可能エネルギーの設備設置または利用に関する取り組み状況とその評価を伺います。

◆建築物担当部長 答弁

○ 建築面積は約31,000m²であり、太陽光発電設備の設置可能場所の面積は4,200m²

○ 本案件については、再生可能エネルギー設備の設置や利用の計画はなく、いずれの項目についても、取組状況の評価段階は1

b 次に、全体的な実績として、計画書の作成・報告に至る過程での指導・助言の対象はどのようなものか、また、旧としまえんスタジオ施設における指導・助言はあったのか、あったとしたら、その内容を伺います。

◆建築物担当部長 答弁

○ 建築物環境計画書制度では、建築主が計画書の提出を行わない場合や省エネルギー性能基準を満たさない場合、再エネ導入検討義務を果たさない場合において指導・助言

○ 本案件については、いずれの要件も満たしており指導・助言を行う場合に該当しない

ウ 今回の条例、規則の改正を受けて、計画書作成にあたっての基準や評価指標の議論が進んでいるとのことですが、「再生可能エネルギー利用設備設置基準」の内容と、その根拠、及び基準を遵守させるための条例上の措置はどのようなものか伺います。

◆建築物担当部長 答弁

- 改正後の規則において、大規模建築物における再生可能エネルギー利用設備設置基準は、建築面積の5%と規定
- 建築物環境計画書制度では、現在の太陽光発電設備の設置状況は約3割に留まっていることや、太陽光発電設備が設置されている建物においても、約7割が建築面積の5%未満である現状を踏まえて設定
- 技術検討会の専門家からも妥当な水準であるとの意見
- 改正後の条例においては、再生可能エネルギー利用設備設置基準を満たさない場合には指導・助言及び勧告を行い、勧告に従わない場合には、公表することができる旨、規定

工 新築建築物の中でも大きなウェイトを占める大規模建築物は、気候変動対策の中でも重要な柱の一つであるにもかかわらず、実際にはきわめて立ち遅れた状況にあると言わざるを得ません。指導、助言、勧告、公表だけで十分な効果を上げることができるのか疑問です。例えば、さまざまな建築・都市計画関係の許認可手続きの中にしっかりと組み込むなど、実効性を高めるための工夫を検討すべきではないでしょうか。最後に、見解を伺います。

◆ 建築物担当部長 答弁

- 建築物環境計画書制度は、環境に配慮した建物を評価する制度として、平成14年度から施行しており、これまで、省エネ性能の評価基準の引き上げや対象規模の拡大などを適宜実施
- 都は、今般、環境確保条例の改正により、従来、再生可能エネルギーの導入を検討する義務であったものを、一定量の設置を義務付けるなど制度強化
- 本制度は、これまで都市開発諸制度と連携しており、今後とも関係部署と共に、大規模な新築建築物の環境性能の向上に取り組む

3) エネルギー環境計画書制度について

環境確保条例改正によって、2024年4月から「エネルギー環境計画書制度」が強化されることとなります。そのポイントとなるのは新たな「都内への供給電力に占める再エネ電力割合の2030年度目標水準」です。目標水準の改定内容とスケジュールを伺います。

◆ 気候変動対策部長 答弁

- 円滑に改正後の制度を運用していくためには、対象事業者が新たな制度に対応できるよう事前に準備を進めていただくことが重要
- 再エネ電力割合の目標水準については、事業者による計画書提出までおおよそ1年程度の準備期間が確保されるよう提示

4) 総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)の 第四計画期間の主な改正点について

ア 現在想定されている新たな削減率とその根拠について、また、今後のスケジュールについて伺います。

◆ 気候変動対策部長 答弁

- 第四計画期間の削減義務率については、2030年の目標排出量からのバックカスティングを前提とし、今後の省エネ対策や再エネ利用などによる削減余地も考慮して、専門家から構成される検

討会に、現時点の案として 50%を示し、議論

○ 今後、制度改正案を整理し、パブリックコメントを実施したうえで、さらなる検討

イ 産業・業務部門の CO2 排出量の 60%程度を占める中小規模事業所も、キャップ&トレード制度の対象とするなど、今後、削減義務を課すことが求められると思いますが、見解を伺います。

◆気候変動対策部長 答弁

○ 中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」においても、対象事業者のさらなる省エネ対策と再エネ利用を拡大するため、新たに 2030 年目標の設定とその達成状況等の報告を求めるとともに、積極的な削減に取り組む企業を後押しする仕組みの強化を検討

○ なお、都内に中小規模事業所を複数設置し、年間原油換算エネルギー使用量の合計が一定以上の事業者に対しては報告と公表を義務付け

ウ 都はバンキング制度をどのように評価しているか、伺います。

◆気候変動対策部長 答弁

○ 都の制度におけるバンキングとは、各計画期間の削減義務率を上回る省エネ投資等の成果を翌計画期間に繰り越し、自らの削減義務の履行や排出量取引に活用できる仕組みであり、事業所の早期削減を促進する観点から導入

5) エネルギー貧困の視点について

化石燃料の高騰による電気代やガス代の高騰により、低所得者層の負担が大きくなっているにもかかわらず、都が取り組む気候変動対策のほとんどは、住宅の新築や改修など一定所得以上の世帯が健康や経済的な恩恵を受けるものとなっています。エネルギー貧困世帯が取り組めて、CO2 削減効があり、実質的な経済支援や住環境の快適化にもつながる省エネ対策を、福祉保健局と連携して推進していくべきと、求めてきましたが、何らかの進展はありますか。

◆気候変動対策部長 答弁

○ 都は、家庭の省エネ行動を促すため、比較的容易に取り組める省エネ性能の高い家電等の買換えを推進する「東京ゼロエミポイント事業」を行っている

○ 来年度、対象機器に応じた付与ポイントを概ね二割引き上げ、より多くの方が取り組みやすいものとする

○ 今後とも、福祉保健局とも連携し、こうした取り組みを関係機関等に紹介することなどにより、より幅広い世帯の省エネ行動を後押し

6) 気候市民会議について

無作為抽選の市民参加による「気候市民会議」は、気候変動対策を進めていくうえで大変有効だとして、設置する自治体は世界的に増えていて、都内でも複数自治体が設置の方針を示しています。東京都でも取り入れるべきと思いますが、いかがですか。

◆環境政策担当部長 答弁

- 都はこれまでも、自治体や環境団体等が実施する市民参加型のシンポジウムや勉強会等に参加。都民の生の声を聞きながら、都の取組についても発信し、共感と協働を呼びかけ
- 環境審議会などにおいても、未来を担う若者等からのヒアリングなども実施。引き続き、様々な場で多くの主体の参画を得て、カーボンハーフを実現

2 生物多様性地域戦略について

ア 昨年、9月には、この委員会でも「中間のまとめ(案)」への質疑も行いましたが、策定状況と公表時期はいつになるのか伺います。

◆生物多様性担当部長 答弁

- 生物多様性地域戦略の改定に当たっては、令和元年12月に自然環境保全審議会へ諮問し、令和4年12月に答申
- 現在、この答申に基づき、地域戦略の改定作業中
- 国の審議会の資料によれば、次期生物多様性国家戦略は、年度内に閣議決定される見込み
- 次期国家戦略の策定後、その内容も踏まえて地域戦略を改定し、公表

イ 地域戦略が力を持つために重要なのは推進体制の強化です。「(仮称)生物多様性地域戦略庁内推進会議」の設置はいつになるのか、スケジュールを伺います。

◆生物多様性担当部長 答弁

- 生物多様性地域戦略の改定後、庁内推進会議を設置し、関係各局と連携した生物多様性関連施策を推進

ウ 新年度予算における地域戦略策定に伴う新たな取組みの概要を伺います。

◆自然環境部長 答弁

- 都は、生物多様性の保全を推進するため、様々な事業を展開
- 新たな事業としては、まず、「DXを活用した都民参加型生きもの情報収集集積プロジェクト」では、アプリを活用し、都民が参加した野生生物情報の収集及び蓄積を行う事業
- 「Tokyo-NbSアクション推進事業」では、事業者などが、グリーンインフラによる減災機能の強化など自然を活用した解決策となる取組を行っていくことを目指し、取組事例の発信等を実施

3 新宿御苑における放射能汚染土再生利用の「実証事業」について

ア 2/24 実証事業の候補地となっている所沢市と新宿区の市民団体による環境省への申し入れが行われました。都が把握している申し入れ内容と当日の環境省の対応について伺います。

◆環境政策担当部長 答弁

- 環境省に市民団体等からの申入れがあり、これに対応したことについては環境省から聞いている

イ 今後の住民説明会の開催についての環境省の方針と、都にはどのように情報提供がされているのか伺います。

◆環境政策担当部長 答弁

- 当件は、環境省が国の事業として行うものであり、今後の住民説明会の開催予定等については承知していない

ウ 環境省は、今回の「実証事業」は、放射性物質汚染対処特措法上の「処分」規定に基づいて行うとしていますが、特措法ではなく、廃棄物処理法の「再生」に基づいて行われるべきとの指摘がされていますが、との見解を伺います。

◆環境政策担当部長 答弁

- 当件の法律上の取扱いについては、法律を所管する国が判断すべきこと

4 檜原村で計画されている産業廃棄物焼却場の現状について

昨年7月27日に開催された第一回の専門家会議で、水の確保など複数の事項について、より詳細なデータを求める意見等が出されてから7カ月半が経過しました。その後の事業者による給水計画提出に向けた調査状況と、提出の見込みを都はどのように認識していますか。

◆資源循環推進部長 答弁

- 専門家会議において専門家から指摘された水の確保に関する根拠資料について、事業者からは、現地での地下水調査等を進めていると聞いているが、提出の予定日は承知していない。

5 神宮外苑再開発について

ア 事業者が新宿区に提出した、都風致地区条例に基づく許可申請書によると、神宮第二球場の解体工事に伴う伐採・移植樹木は3069本(内、移植41本)であり、これはアセス審議会に示された情報と大きく異なります。低木も含むと、計画全体での伐採樹木は何本になるのか伺います。

◆政策調整担当部長 答弁

- 環境影響評価書の伐採本数は556本
- 低木も含めた計画全体での伐採本数は、環境局として承知していない

イ 2月28日、再開発事業の施行認可の取消し及び賠償を求め、地域住民を含む市民、各界の専門家など約60名により、「神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件」と、「神宮外苑再開発事業施行認可に対する執行停止申し立て事件」が東京地裁に提訴されました。

評価書の反証が行われる中で、施行認可されたことは、アセス手続き上、許されないのではありませんか。見解を伺います。

◆政策調整担当部長 答弁

- 事業者は、第一種市街地再開発事業の認可申請の前に、評価書案の提出が必要。認可申請は令和4年12月、評価書案の提出が令和3年7月であり、アセス条例上は問題ないと認識

6 PFAS 地下水汚染について

一般質問での環境局長答弁に関連して質問します。

ア 2021(令和3)年度から実施した水質汚濁防止法の測定計画に基づく調査に関連して伺います。
はじめに、概況調査を行った井戸の実本数とそのうち暫定指針値を超えた井戸の数、自治体・区市町村ごとの分布について伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 水質汚濁防止法の測定計画に基づき令和3年度に概況調査を行った井戸は 62 本
- そのうち暫定指針値を超えた井戸は、文京区、渋谷区、青梅市、国立市、狛江市に各1か所

イ 全都的に広がっているPFOS等の汚染状況を受けて、水濁法に基づく環境基準項目、要監視項目に上がっている物質のうち、これだけ広範囲かつ継続的に汚染が確認されている物質は他にあるのか伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 各測定項目の汚染状況は、測定頻度や地点数等が異なるため単純比較はできないが、参考として基準値等を超過した地点数の割合を整理
- 令和3年度の全国の概況調査では、環境基準項目で基準値を超過した割合は、高い順に砒素が 2.4%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 2.1%
また、要監視項目では、全マンガンが 14.8%、PFOSとPFOAの合算値が 13.6%
- 都内の概況調査では、環境基準項目で高い順に鉛が 3.1%、クロロエチレンが 1.6%
要監視項目ではPFOSとPFOAの合算値が 8.1%

ウ 都の PFAS の調査については、各自治体との連携のもとに進められているとのこと。
この調査において、調査地点となった井戸のうち、各自治体から推薦を受けて設定されたものはどのくらいあるのか、また、自治体が管理するものはどのくらいあるか伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 都は、令和3年度に都内全体のPFOS等の状況を把握する概況調査を 62 地点で実施。いずれの調査地点についても、各自治体の要望や地域特性を踏まえ、適切に選定
- 令和3年度の概況調査において、自治体が管理する井戸は、都内全体で 19 か所

工 都は、自治体と定例的な会議等を通じて情報共有や意見交換を行うほか、各自治体の要望や地域特性を踏まえ調査地点を選定しているということですが、具体的にどのような場で意見交換などが行われてきたのですか、また、自治体からはどのような要望、意見が出されているのか伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 都は、区市の環境主管課長会で意見交換や情報共有を行うほか、各自治体と個別に情報共有等を実施
- 主な意見としては、複数の自治体から、国の検討状況や都の取組内容、調査結果等の情報共有を求めるものがあつたほか、一部の自治体からは調査地点の増加があつた。

オ 環境局が作成している「地下水の水質測定計画」では、環境基準項目や要監視項目の測定の種類や測定地点等について定めており、測定の種類として概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を掲げています。PFOS等についても、測定計画に基づき、汚染井戸周辺地区調査を行うべきと考えますが、都の見解を伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 都の測定計画では、汚染井戸周辺地区調査について、概況調査で環境基準を超過した項目で実施
- 都は、要監視項目であるPFOSとPFOAについて、令和3年度に測定計画に位置付け、4年間で都内全域の状況把握と未把握の汚染の発見を目的として実施中
- 暫定指針値を超過した地点については、飲用を控えるよう対応

カ 都内には、多摩地域だけでも約 1,000 の施設に飲用井戸があるとのこと。自治体の要望も踏まえ、測定地点の拡大、汚染井戸周辺地区調査の実施、自治体の独自の検査に対する技術的財政的な支援が必要と考えますが、都の見解を伺います。

◆環境改善技術担当部長 答弁

- 都は、PFOS等の暫定指針値化を踏まえて、都の測定計画に位置付け、令和3年度から4年間で都内 260 ブロックにおいて、状況把握と新たな汚染の発見を進めるとともに、暫定指針値を超過した地点については、飲用を控えるよう助言
- 測定地点の選定に当たっては、各自治体の要望、地域特性を十分踏まえた上で、適切に設定